

令和8年度
静岡県中小企業等
カーボンニュートラル促進事業費補助金
(再エネ設備導入支援)

募集要領

募集期間：令和8年6月1日～予算に達し次第終了

令和8年5月

静岡県くらし・環境部環境局環境政策課

補助金の申請及び受給をされる皆様へ

静岡県では、要綱及び静岡県中小企業等カーボンニュートラル促進事業費補助金（再エネ設備導入支援）実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、補助金を交付する事業を実施します。

本事業は、国交付金である公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められております。従って、厳正に補助金交付事業の執行を行うとともに、虚偽などの不正行為等に対しては厳正に対処いたします。

本補助金に対し交付の申請をされる方、交付決定を受け補助金の受給をされる方におかれましては、募集要領を熟読の上、補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

【特に重要な事項】

- 1 提出書類は、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- 2 補助金の交付決定を通知する以前において契約・発注等を行って生じた経費については、補助金の交付対象とはなりません。
- 3 補助金で取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、効率的運用を図らなければなりません。また、取得財産等について、財産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。））をすることをいう。）しようとするときは、事前に静岡県の承認を受けなければなりません。なお、静岡県が、取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
- 4 事業の実施により、エネルギー起源CO₂の排出量が確実に削減されることが重要です。このため、申請においては、再エネ導入に基づくCO₂の削減量の根拠を明示していただきます。また、事業所全体でのCO₂排出量の削減を図るため、静岡県地球温暖化防止条例第12条第2項に定める「温室効果ガス排出削減計画書制度」に参画していただくこととなります。
- 5 静岡県は、補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
- 6 補助事業の実施に関し不正行為等が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の解除を行うとともに、支払い済の補助金のうち解除対象となった額について返還を命じます。また、補助金の不正受給等が発覚した場合、静岡県ホームページを通じて、申請者の名称等を公表します。
- 7 万が一、募集要領等が守られず、静岡県の指示に従わない場合には、交付決定の解除の措置をとることもあります。また、事業完了後においても、補助事業の効果が発現していないと判断される場合には、補助金返還等の対応を求めることがあります。あらかじめ補助金に関するこれらの事項を十分に理解した上で本事業への申請手続きを行うこととしてください。
- 8 本事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないでください。

募集要領を熟読の上、申請を行ってください。

- ・条件付交付決定後に「省エネ指導（削減計画書改善）」を受診し、結果通知を受けた後の事業着手となります。
- ・計画書の目標が3年間で6%以上が条件となります。

●注意事項

- ・本補助金は、メールの受領時間による先着順で判断します。
- ・本事業では、事業完了の日から30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日に属する年度の3月5日のいずれか早い日までに静岡県に実績報告書一式の提出が無い場合、上記期限までに補助金の支払いを行うことができません。事業実施期間を十分留意し報告を行ってください。
- ・事務所兼自宅に設置する場合、事業所に使用する部分のみの申請となります。
なお、事務所兼自宅の事業所で使用する電力を明確にできる場合に限り申請が可能となります。
- ・自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池設備を浜松市、沼津市、富士市で設置する場合は、当該自治体の補助金を活用してください。

※応募用紙等は静岡県くらし・環境部環境局環境政策課ホームページよりダウンロードしてください

募集要領目次

第1章 募集する事業の内容.....	1
1. 対象事業.....	2
2. 対象設備.....	2
3. 補助金の対象及び条件.....	2
(1) 交付の対象者.....	2
(2) 交付の条件.....	3
4. その他の要件.....	3
(1) 「温室効果ガス排出削減計画書制度」への参画.....	3
(2) 「省エネ指導(設備導入助言・削減計画書改善)」の受診.....	4
5. 補助金の交付額.....	4
6. 補助事業期間.....	5
第2章 補助事業の実施に関する事項	
1. 事業スケジュール.....	13
2. 補助対象事業の選定方法.....	14
3. 応募に当たっての留意事項.....	14
(1) 虚偽の申請に対する措置.....	14
(2) 利益排除.....	14
(3) 省エネ指導.....	14
4. 補助事業申請・交付決定後における留意事項.....	14
(1) 基本的な事項について.....	14
(2) 申請・交付決定以降～補助金の交付までについて.....	14
(3) 経理等について.....	16

5. その他.....	16
(1)申請書記載事項の情報の取り扱いについて.....	16
(2)太陽光発電量等の把握及び情報提供.....	16
第3章 応募申請に関する事項.....	17
1. 応募の方法.....	18
(1)交付申請書類.....	18
(2)交付申請書類の提出方法.....	22
(3)提出先.....	22
(4)提出期限.....	22
(5)提出の流れ.....	22
2. 問い合わせ先.....	23
第4章 実績報告に関する事項.....	24
1. 報告の方法.....	25
(1)提出書類.....	25
(2)報告書類の提出方法.....	27
(3)提出先.....	27
(4)提出期日.....	27
3. 請求書の提出.....	27
(1)提出書類.....	27
(2)報告書の提出方法及び提出先.....	27
(3)提出期限.....	27
3. 問い合わせ先.....	27

第1章 募集する事業の内容

静岡県中小企業等カーボンニュートラル促進補助金（再エネ設備導入支援）

●事業の目的

県内中小企業等の静岡県地球温暖化防止条例第12条第2項に定める「温室効果ガス排出削減計画書制度」への参画を促し、再生可能エネルギーの導入を支援することで、本県の温室効果ガスの排出削減及び中小企業等における脱炭素化促進を目的とする。

1. 対象事業

申請者が所有する県内の工場・事務所・その他事業場（以下「事業所」という。）に2. 対象設備に掲げる設備を設置する事業とする。

2. 対象設備

次に掲げる設備を対象とする。

① 自家消費型太陽光発電設備

② 自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池設備

蓄電池設備は自家消費型太陽光発電設備と一体的に使用するものに限る。また、蓄電池設備のみの設置は補助対象外とする。なお、自家消費型太陽光発電設備とは、設置した太陽光発電設備にて発電した電力を太陽光発電設備を設置した事業所で使用する設備とし、売電（FIT 又は FIP 等を含める）や自己託送等は対象外となる。

3. 補助金の対象及び条件

（1）交付の対象者

中小企業等で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- ① 「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」第7条第1項に定める特定事業者及び同法第19条第1項に定める特定連鎖化事業者でないこと。（県内外に設置する事業所全体での年間エネルギー使用量が原油換算で1,500kLに満たないこと。）
- ② 県税の未納がないこと。
- ③ 役職員も含め、暴力団等の反社会的勢力ではなく、また、反社会的勢力との関係を有しないこと。
- ④ 政治活動及び宗教活動を主な目的としていないこと。
- ⑤ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者でないこと。
- ⑥ 法人税法第2条第5号に定める公共法人でないこと。

なお、中小企業等の定義は下記に示す「県内に事業所を有する法人及び個人事業主」とする。

a 会社及び個人事業主

※会社及び個人事業主においては、下表に示す資本金又は従業員数のいずれかを満たすこと。

業種分類	資本金	従業員数
製造業、建設業、運輸業その他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（一部を除く。）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業（下記以外）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

b 私立学校法に規定する学校法人

c 社会福祉法に規定する社会福祉法人

d 医療法に規定する医療法人

e 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

f 農事組合法人・農業協同組合・漁業協同組合・森林組合等

g 中小企業等協同組合、商店街振興組合、消費生活協同組合などの協同組合等

h 特定非営利活動促進法に基づき法人格が付与された特定非営利活動法人

(2) 交付の条件

- ① 原則として、事業の実施に係る見積先、契約先及び施工を行う事業者は県内にある本社又は支店等の事業所であること。ただし、県内に発注又は施工できる事業者がない場合は、この限りでない。
- ② 事業実施に関しては建設業法等の法令を遵守すること。
- ③ 指定機関による「省エネ指導（設備導入助言・削減計画書改善）」を受審し、省エネに関する診断・助言を受けること。

4. その他の要件

(1) 「温室効果ガス排出削減計画書制度」への参画

静岡県が実施する「温室効果ガス排出削減計画書制度」への参画を行うことを必須とする。

補助金の申請に当たっては3年間の事業所全体でのCO2削減計画（3年間で6%以上削減）を記載した温室効果ガス排出削減計画書を添付すること。

また、事業実施後3年間について温室効果ガス排出削減計画書制度に基づく年度報告を静岡県に期限までに提出しなければならない。報告書が提出されない場合、補助金の返還を行う。その後の期間においても同様に提出を行うよう努めなければならない。

温室効果ガス排出削減計画書制度については、「温室効果ガス排出削減計画書等作成の手引き」を参照のこと。

(2) 「省エネ指導（設備導入助言・削減計画書改善）」の受診

事業開始前に静岡県が指定する機関による「省エネ指導（設備導入助言・削減計画書改善）」を受診し、設備導入に関する助言及び削減計画書の改善に関するアドバイスを受けること。（省エネ指導結果の通知日前に事業を実施しないこと。）なお、「省エネ指導」に要する費用は、静岡県から指定機関に直接支払うため、申請者から指定する機関への支払は生じない。

また、事業者の年間エネルギー使用量が原油換算で1,500kL以上又は特定連鎖化事業者であることが判明した場合等、補助要件に満たない場合は交付決定を取り消す。

5. 補助金の交付額

太陽光発電設備
次の額とする。 発電出力×4万円／kW ※発電出力は、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い方 ※補助の上限は発電出力250kWとする。発電出力250kWを超える設備も設置可能だが、発電出力250kWを超える部分については本補助金の補助の対象としない。 ※kW単位とし、小数点以下を切り捨て

設備利用率は自家消費型太陽光発電設備の発電出力に応じて下記のとおりとする。

(1) 建物の屋根に設置する場合

10kW以上	50kW以上	250kW以上
13.0%	12.6%	13.3%

(2) 地上に設置する場合

10kW以上	50kW以上	250kW以上
16.7%	15.4%	15.4%

参考：令和8年度以降の調達価格等に関する意見書

蓄電池
①と②のいずれか低い額とする。 ①家庭用蓄電池（定格容量）×4.7万円/kWh 業務用蓄電池（定格容量）×5.3万円/kWh ②補助対象経費に3分の1を乗じて得た額 蓄電容量（定格容量）は、自家消費型太陽光発電設備が8時間発電する電力を蓄電できる容量を上限とし、次式により算出 自家消費型太陽光発電設備の発電出力×8h×設備利用率（*）

6. 補助事業期間

補助事業の実施期間は単年度とする。交付決定日以降に事業を開始し、事業完了の日から30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日に属する年度の3月5日のいずれか早い期日までに静岡県に実績報告書一式を提出すること。

設備改修事業の補助対象経費の範囲

1. 補助対象経費の区分

(1) 工事費（補助対象設備等の導入に不可欠な工事に要する経費）

中小企業等の再エネ設備等導入に必要な配管、配電等の工事に要する経費

- ・補助対象、補助対象外に共通に係る経費は別々に計上する。
- ・補助対象、補助対象外の両方を含む工事費は、補助対象外を除外した補助対象工事に要する経費のみを補助対象とする。補助対象外の除外分を合理的な方法で算定しがたい場合は費用按分により補助費用対象経費を算出することも可とする。
- ・仮設費及び現場経費は、本事業の実施に不可欠な工事に要する経費として最小限の額が積算されている場合であって、かつ当該補助対象外工事が補助対象工事の実施に必要不可欠なものである場合に限り、費用按分によらず当該費用を補助対象とすることができる。

(2) 省エネ指導費（中小企業等における省エネ指導の受診に要する経費）

「省エネ指導（削減計画書改善）」に要する経費

- ・「省エネ指導」に要する経費は、全額補助対象となる。静岡県より直接、指定機関に費用が支払われるため、事業者から指定機関への支払は発生しない。

2. 注意事項

(1) 補助対象経費

- ・補助対象経費に、国及び国の関係団体からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に規定する資金を含む。）の対象経費を含まないこと。
- ・補助対象経費は、補助事業を行うために直接必要な経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限る。
- ・補助事業期間外（交付決定前及び事業完了後）に支出した経費は対象外とする。

(2) 設置条件

①自家消費型太陽光発電設備

主な要件は以下のとおりとするほか、別紙1について対応すること。

- 原則、発電した電力を設置場所の事業所で使用（自家消費）すること。
- 年間想定発電量が設置場所の事業所の年間消費電力量以下であること。
- 発電量を計測・記録する機器を備えること。
- 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。
- 設置する自家消費型太陽光発電設備の発電出力（太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い方）の上限は設けない（ただし、発電出力250 kWを超える部分については本補助金の補助の対象としない。）。

②蓄電池設備

主な要件は以下のとおりとするほか、別紙2について対応すること。

- a 電力を繰り返し蓄え、電力需要ピーク時など必要に応じて電力を活用することができるものであること。
- b 自家消費型太陽光発電設備と接続され、当該設備により発電される電力を充放電できるものであること。
- c 蓄電池設備から供給される電力が、原則、設置場所の事業所にて使用（自家消費）されるものであること。

■対象となる設備装置等の例

- ・太陽電池モジュール（太陽光パネル）
- ・蓄電池設備
- ・パワーコンディショナー
- ・接続箱
- ・架台
- ・計測装置
- ・表示装置（必要最低限のもの、普及啓発用のモニター等は補助対象外）
- ・配管及びケーブル（補助対象設備間を接続するもの、又は補助対象設備と補助対象外設備を接続するもので、その接続部分まで）

■補助対象とならない主な経費（例）

- ・ 設備に関わる消耗品等
- ・ 予備の機器、将来使用予定の機器の購入費・工事費
- ・ 発電量やCO2削減量等を表示する普及啓発用のモニター、ケーブル
- ・ 土地の購入、整地、盛り土等に関する費用
- ・ 建物の建築、外構、フェンスなどの費用
- ・ 中古品設備の購入費・工事費
- ・ 保守管理費、運用に係る経費（電力、通信費、保証料、ソフトウェアライセンス維持費等）
- ・ 申請、届出などに要する費用
- ・ 交付決定日より前に発生した経費
- ・ 官公庁・電力会社等への申請・届出等に係る経費、本補助金への公募・申請手続きに係る経費、その他各種届出経費等
- ・ その他、静岡県が補助対象外と判断した経費

別紙1 自家消費型太陽光発電設備の要件

- (1) 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。ただし、離島等供給約款において、再エネ供給に係る定めがない場合、1時間ごとの再エネ発電量の実績と需要量の実績を把握・管理し、再エネ電力供給と民生電力需要を実質的に紐付けること等により、前段の環境価値の帰属に係る要件を満たしているとみなすものとする。
- (2) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。
- (3) 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。
- (4) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。）。
- (5) 発電量を計測する機器を備えること。
- (6) 当該事業において再エネ電力の供給を受ける需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力量の30%以上を当該需要家が消費すること。ただし、業務用については、当該需要家が消費する電力量を含めて50%以上を静岡県内の需要家が消費すること。

別紙2 蓄電池設備の要件

- (1) 自家消費型太陽光発電設備で導入する設備の付帯設備であること。
- (2) 原則として再生エネルギー発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。
- (3) 蓄電システムから供給される電力は、原則、設置場所の需要家にて使用（自家消費）されること。
- (4) 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
- (5) 家庭用：12.5 万円/kWh、業務用：11.9 万円/kWh 以下（いずれも工事費込み・税抜き）の蓄電システムとなるよう努めること。

【業務用蓄電池（20kWh 超）：（6）を満たすこと。】

- (6) 各地方公共団体の火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。

【家庭用蓄電池（20kWh 以下）：（7）～（12）の全てを満たすこと。】

(7) 蓄電池パッケージ

蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。

※初期実効容量は、JIS C 4413 で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

(8) 性能表示基準

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

ア 初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない（算出方法については、JIS C 4413 を参照すること。）。

イ 定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。

ウ 保有期間

法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

エ 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」

オ アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。

(9) 蓄電池部安全基準

JIS C 8715-2 又は IEC62619 の規格を満足すること。

(10) 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1 若しくは JIS C 4412-2※の規格も可とする。

※JIS C 4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈別表第八」に準拠すること。

(11) 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。

(12) 保証期間

メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。

※蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。

※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

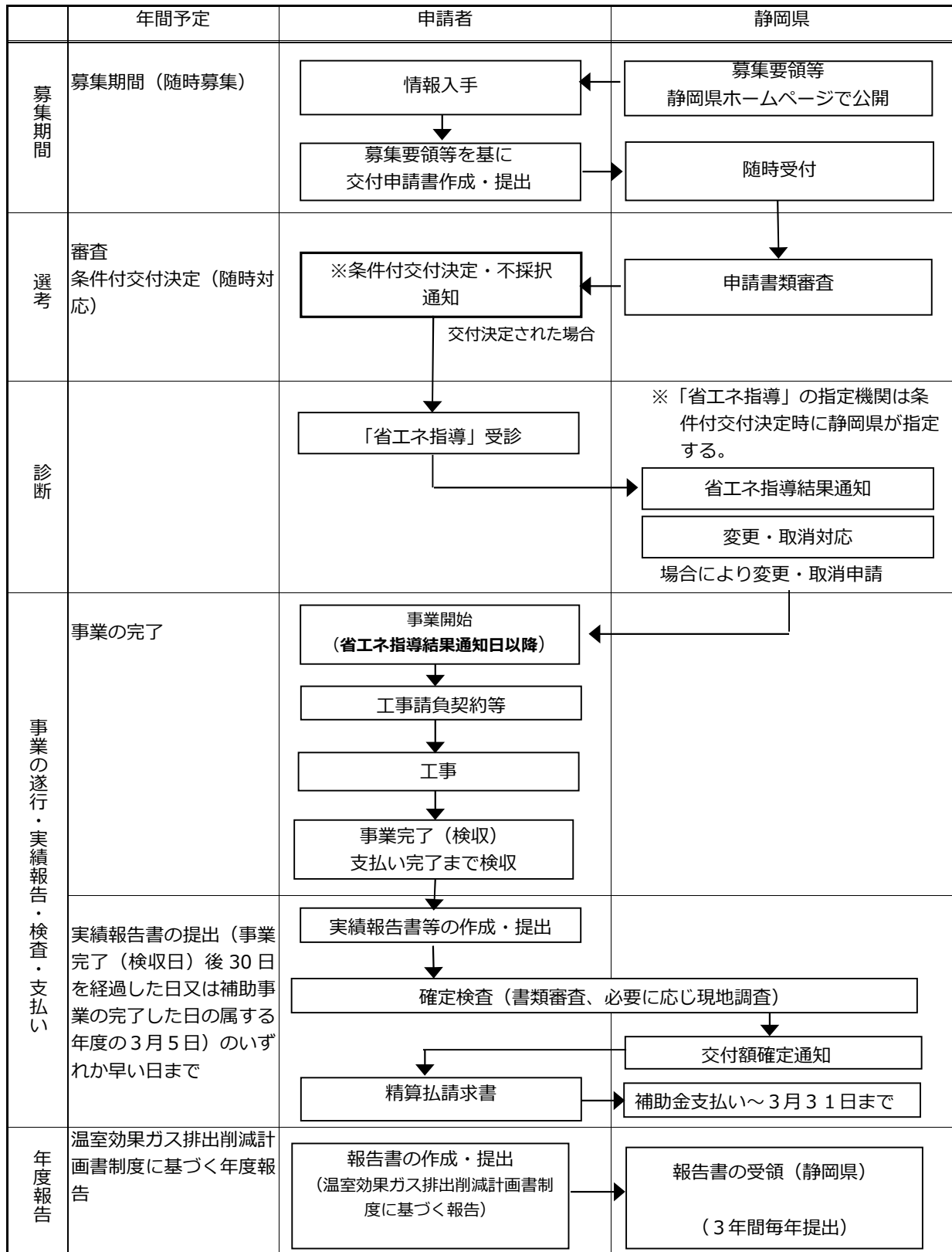
※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※JIS C 4413 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。

第2章 補助事業の実施に関する事項

1. 事業スケジュール

スケジュールは一例で、実際の状況により変更の可能性がある



※条件付交付決定：省エネ指導を受診した後、省エネ指導結果通知を受けることを条件とする交付決定

2. 補助対象事業の選定方法

募集期間内に申請があった事業に対し、県環境政策課において申請内容の審査・評価を行い、補助金の交付が適当と認められたものを先着順に審査し、条件付交付決定を行う。

条件付交付決定された者については、静岡県のホームページで公表する。

3. 応募に当たっての留意事項

(1) 虚偽の申請に対する措置

交付申請書類に虚偽の内容を記載した場合、事業の不採択、交付決定の解除、補助金の返還等の措置をとることがある。また、不正行為が認められた場合、静岡県ホームページを通じ、申請者の名称等を公表する。

(2) 利益排除

補助対象経費の中に申請者の自社製品の調達がある場合は調達先の選定方法如何に関わらず、自社調達によってなされた設計、工事、物品購入等について、原価計算により利益相当分を排除した額（製造原価）を補助対象経費の実績額とする。

(3) 省エネ指導

条件付交付決定後、事業の実施に当たり、事業開始までに指定機関による「省エネ指導」を受けること。

4. 補助事業申請・交付決定後における留意事項

本項では、補助事業に交付決定、補助金にかかる事務処理等についての留意事項をまとめる。

(1) 基本的な事項について

本募集要領に記載された事項が守られない場合には、事業の中止、補助金返還などの措置がとられることがあるので、制度について十分理解の上、申請すること。

(2) 申請・交付決定以降～補助金の交付までについて

①交付申請

補助金の対象となる補助対象経費は、原則として、実績報告書が事業完了の日から30日を経過した日又は補助事業の完了した日の属する年度の3月5日)のいずれか早い日までに支払いが完了するもの(申請者に対して、補助事業に要した経費の請求がなされた場合を含む。この場合は、実績報告書に請求書を添付することで可とし、申請者は精算払請求時まで支払いを証する書類(振込受領書等)を静岡県に提出することとする。)に限る。

必要書類が確認できた申請から受付を行い、予算額を超えた時点にて受付を締め切る。

②条件付交付決定

静岡県は提出された交付申請書の内容について、必要書類が確認できた申請から、以下の事項等に留意しつつ審査・評価を行い、補助金の交付が適当と認められたものに条件付交付決定を行う。

※交付決定は予算額の範囲内にて先着順に実施する。

③省エネ指導（設備導入助言・削減計画書改善）の受診

条件付交付決定された事業者は指定した下記機関による「省エネ指導（設備導入助言・削減計画書改善）」を受診し、計画書の助言、設備更新の確認を行い、省エネ指導結果の通知日後に事業を実施する。

指導を実施する機関は、条件付交付決定時に静岡県が指定する。

省エネ指導（設備導入助言・削減計画書改善） 指定機関
・一般社団法人静岡県環境資源協会

なお、省エネ指導の受診の流れは下記のとおりである。

	項目	詳細
1	指定機関の案内	交付決定時に静岡県が指定機関を指定する。
2	申込み	指定された指定機関から申請者に「省エネ指導」の連絡が入り、申込書に記載の上、指定機関に申込み。
3	省エネ指導の実施	指定機関が実施日を申請者と調整し、省エネ指導を受診する。
4	実施結果の通知	静岡県から申請者に対して、省エネ指導結果を通知する。
5	事業実施	静岡県からの通知後に契約等に進むことが可能となる。

④事業の開始

申請者は③の省エネ指導結果通知を受けた後に、事業開始すること。

申請者が他の事業者等と委託等の契約を締結する際の注意事項は、以下のとおりである。

- ・ 契約・発注、着工は、静岡県の省エネ指導結果通知日以降に行うこと。
- ・ 本事業によって導入する設備等については、補助事業の遂行上著しく困難又は不適当である場合を除き、入札や二者見積等の競争原理が働くような手続きによって調達先を決定すること。
- ・ 当該年度に行われた委託等に対して当該年度中に対価の支払い及び精算が行われること。
- ・ 事業計画に変更のある場合、又は変更が生じる恐れがある場合、必ず静岡県まで相談し、必要な手続きを取ること（完了時に判明した計画外の設備や工事は補助対象外とする場合があるので注意すること）。

⑤実績報告及び書類審査等

事業完了の完了日は、検収をした日となる。

事業完了の日から30日を経過した日又は当該年度3月5日のいずれか早い日までに実績報告書一式を静岡県に提出すること。

申請者から実績報告書が提出されたときは、静岡県が書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、申請者に交付額の確定通知を行う。

⑥補助金の支払い

申請者は、静岡県から交付額の確定通知を受けた後、精算払請求書を提出すること。静岡県は、精算払請求書による請求に基づき、補助金を交付する。

⑦取得財産の管理について

補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）については、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくこと。

取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）することをいう。）しようとするときは、あらかじめ静岡県の承認を受ける必要がある。その場合、財産処分納付金の静岡県への納付が必要になることがある。

補助事業完了後、有償譲渡等の所有権の移転が生じた場合は、静岡県への納付（補助金の返還）の必要があるので十分留意すること。

⑧維持管理

補助事業により導入した設備等の取得財産は、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、設備導入に関わる各種法令を遵守すること。

(3) 経理等について

①補助金の経理等について

補助事業の経費については、収支簿及びその証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておくこと。

これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておくこと。

5. その他

(1) 申請書記載事項の情報の取り扱いについて

交付申請書に記載された情報は、補助事業の管理運営のために使用し、それ以外の目的に使用することはない。

(2) 太陽光発電量等の把握及び情報提供

事業成果等に関する情報については、他の事業者への普及促進等を目的に広く一般に公表する場合がある。

申請者は、事業の実施による効果について、静岡県の求めに応じて事業の実施に係る情報その他事業の効果等の分析・周知等に必要な情報を提供すること。情報は静岡県温室効果ガス排出削減のための、調査・分析のために教育機関等との共同研究で使用される。ただし、当該申請者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分について、当該申請者からの申し出があった場合は、この限りではない。

第3章 応募申請に関する事項

1. 応募の方法

(1) 交付申請書類

「交付申請時提出書類一覧表」を参照の上、記載漏れ、提出漏れのないように注意すること。

募集書類のうち、①～⑤、⑧、⑩、⑮、⑯の指定様式については、静岡県ホームページより電子ファイルをダウンロードして作成すること。なお、主な提出書類は次のとおり。

① 交付申請時提出書類一覧表(Excel 形式)

② 交付申請書【様式第1号】(Word 形式)

③ 事業計画書【様式第2号】(Word 形式)

④ 事業概要書【様式第2-2号】(Excel 形式)

⑤ 収支予算書【様式第3号】(Word 形式)

⑥ 資金状況調【様式第4号】(Excel 形式)

⑦ 企業概要、定款等 (PDF 形式)

- ・ 企業パンフレット等業務概要がわかる資料
- ・ 定款又は寄附行為

(個人事業主の場合)

- ・ 業務概要がわかる資料

⑧ 経理状況説明書 (PDF 形式)

- ・ 直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書(交付の申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算を、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書)を提出すること。

(個人事業主の場合)

- ・ 青色申告書の写し(2期分)(交付の申請時に、1会計年度を経過していない場合には、開業届の写し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近1期の青色申告書の写し)を提出すること。

⑨ 温室効果ガス排出削減計画書(Excel 形式)

- ・ 「温室効果ガス排出削減計画書等作成の手引き」をもとに、申請年度から3年間で、本事業の実施(設備等導入)を含む、事業所全体でCO2削減に取り組むための計画書(Excel 様式第1号及び別紙1、2)を作成し、提出すること。
- ・ 対象となる事業所は、原則として本事業により設備等を導入する事業所とするが、その他複数の事業所がある場合は合算することも可。

⑩ 県税に滞納がないことの証明書(応募日から3か月以内に発行されたもの)(PDF 形式)

※県の各財務事務所の窓口にて納税証明書を請求

⑪ 発電想定量等の根拠資料 (Excel 形式)

太陽光発電想定量及び蓄電池容量の算定根拠に関する資料を添付すること。

⑫ 導入する設備状況がわかる書類(PDF 形式)

- ・ 導入する設備の配置図(平面図)(補助対象にする配管・配線等も図示すること)。
- ・ 導入する設備仕様書(補助対象設備ごとに必要)
- ・ 単線結線図

⑬ 設置位置図及び設置前の状況写真 (PDF 形式)

設置位置図には添付した写真の撮影方向を記載すること。

- ・設置予定場所の写真
- ※A4程度のサイズに添付して作成すること。
- ⑬見積書（2者以上の見積書を徴取すること。）（PDF形式）
- ・見積者は、原則として、県内の事業者（本社又は支店等）であること。（見積書の記載は必ず県内住所の事業所であること。）
 - ・静岡県内の登録を受けた電気工事業者であること。
 - ・なお、500万円以上の工事は、建設業法に基づき建設業許可がある事業者であること。
 - ・定価のある機器は備考に定価を記載すること。
- ⑭（法人の場合）法人登記事項証明書（応募日から3か月以内に発行されたもの）（PDF形式）
- （個人事業主の場合）住民票の写し（応募日から3か月以内に発行されたもの）（PDF形式）
- ⑮暴力団排除に関する誓約事項（PDF形式）
- 別紙「暴力団排除に関する誓約事項」について熟読し、理解の上、これに同意した上で署名・押印し提出すること。
- ⑯口座振替による支払及びファクスによる口座振替通知登録申出書（Excel形式）
- 別紙「記載要領」について熟読し、補助金支払口座を県に登録する資料を提出すること。
- ⑰その他参考資料
- 申請に当たって、計画内容に不明な点がある場合等、追加の説明資料や根拠資料の提出を求める場合があるため、申請者はこれに協力すること。

●交付申請時提出書類一覧表 応募申請に当たり、下記書類を提出すること。

	提出書類	形式	該当	備考
①	交付申請時提出書類一覧表	Excel	全	添付した書類にチェックを入れ提出すること。
②	交付申請書【様式第1号】	Word	全	申請者が記載すること。
③	事業計画書【様式第2号】	Excel	全	
④	事業概要書【様式第2-2号】	Word	全	
⑤	収支予算書【様式第3号】	Word	全	
⑥	資金状況調【様式第4号】	Excel	全	
⑦	企業概要、定款等	PDF	全	<ul style="list-style-type: none"> ・企業パンフレット等業務概要がわかる資料 ・定款又は寄附行為（個人事業主の場合） ・業務概要がわかる資料
⑧	経理状況説明書	PDF	全	<ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表 ・損益計算書 ・青色申告の場合は申告書の写し ※直近2決算期分を提出すること ※法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書を提出すること。
⑨	温室効果ガス排出削減計画書	Excel	全	「温室効果ガス排出削減計画書等作成の手引き」をもとに作成すること
⑩	県税に滞納がないことの証明書	PDF	全	応募日から3か月以内に発行されたもの ※県の各財務事務所の窓口にて請求
⑪	発電想定量等の根拠資料	Excel	全	太陽光発電想定量及び蓄電池容量の算定根拠に関する資料を添付すること。
⑫	導入する設備状況がわかる書類	PDF	全	<ul style="list-style-type: none"> ・設備仕様書（補助対象設備ごとに必要） ・設備のカタログ該当ページ、単線結線図
⑬	設置位置図及び設置前の状況写真	PDF	全	導入設備の位置図、設置位置図には、添付した写真の撮影方向を記載すること。
⑭	見積書	PDF	全	原則2者以上の見積書を徴取すること。
⑮	法人登記事項証明書等	PDF	全	応募日から3か月以内に発行されたもの（個人事業主の場合） 住民票の写し（応募日から3か月以内に発行されたもの）

⑮	暴力団排除に関する誓約事項	PDF	全	「暴力団排除に関する誓約事項」について熟読し、理解の上、これに同意した上で署名・押印し提出すること。
⑯	口座振替による支払及びファクスによる口座振替通知登録申出書	Excel	全	補助金支払口座登録
⑰	その他参考資料		該	静岡県からの要請により、必要に応じて提出すること。

各項目の提出書類ごと1ファイルにして提出してください。

注) 携帯で撮影した写真等はそのまま送付せず、必ず1ファイル(PDF)にまとめて送ること。

凡例) 全：全事業者提出、該：該当する事業者のみ提出

(2) 交付申請書類の提出方法

(1) の書類を電子メールにより提出すること。その際件名に企業名等及び事業名を記入すること。必ず、電子メールを送付したらメールの受信確認のため、県環境政策課に電話連絡すること。

なお、電子メールで提出が難しい場合は郵送での提出も可能であるが、事前に環境政策課に郵送先、郵送方法等について確認の連絡をすること。

<メール件名記入例>

例：【申請者名】静岡県カーボンニュートラル促進補助金（再エネ設備導入支援）

(3) 提出先

静岡県くらし・環境部環境局環境政策課

E-mail：kankyou_seisaku@pref.shizuoka.lg.jp

電 話：054-221-2208（8:30～12:00、13:00～17:00）

※メールを送信したら、必ず環境政策課に電話すること。

(4) 提出期限

予算上限に達した時点で交付申請書類が到着した場合、いかなる理由があっても書類を受け付けないので、十分な余裕をもって応募すること。

(5) 提出の流れ

提出に関する流れを下表に示します。

時系列	内容	備考
申請者→静岡県	応募書類を静岡県にメールで送信 (受信確認の電話連絡)	原則として、メールでの申請のみになります。 電子メールで提出が難しい場合は県環境政策課に連絡すること。
静岡県→申請者	受け取り確認（メール）	<u>※受け取り確認が交付決定ではない。不採択の場合もあるので、注意すること。</u> <u>※不足書類がある場合は、追加書類提出後に受付となる。</u>
静岡県	提出書類の確認、条件付交付決定又は不採択の交付手続き	提出書類の確認後、順次、メールにて条件付交付決定又は不採択の通知をする。
静岡県→申請者	条件付交付決定通知（メール）	
申請者	事業実施	条件付交付決定通知を受け取り後、契約を進めること。事業実施のスケジュールは審査期間を考慮し、十分な期間を想定し計画すること。

2. 問い合わせ先

応募全般に対する問い合わせは、次のとおり。ただし、問い合わせは、電子メールを利用し、メール件名に、以下の例のように企業名等及び事業名を記入すること。

<メール件名記入例>

例：【株式会社〇〇〇】問合せ 静岡県カーボンニュートラル促進補助金（再エネ設備導入支援）

<問い合わせ先>

静岡県暮らし・環境部環境局環境政策課

E-mail：kankyou_seisaku@pref.shizuoka.lg.jp

電 話：054-221-2208（8:30～12:00、13:00～17:00）

※メールを送信したら、必ず環境政策課に電話してください。

第4章 実績報告に関する事項

1. 報告の方法

(1) 提出書類

①～④、⑨までの指定様式については、静岡県ホームページより電子ファイルをダウンロードして作成すること。補助金の経理処理は、通常の商取引や商慣習とは異なる場合があるので、十分注意すること。

なお、主な提出書類は次のとおり。

⑩実績報告提出書類一覧表 (Excel 形式)

①実績報告書【様式第6号】(Word 形式)

②事業実績書【様式第2号】(Word 形式)

③事業概要書【様式第2-2号】(Excel 形式)

④収支決算書【様式第3号】(Word 形式)

⑤導入後の設置状況写真及び設置位置図(PDF 形式)

写真は応募時と同じ方向から撮影し、設置位置図には添付した写真の撮影方向を記載すること。

設置した機器の銘板は必ず撮影（設置機器の型番が識別できるように）すること。

⑥工事についての契約書 又は 発注書・注文請書(PDF 形式)

口頭発注は不可。契約書は必ず作成すること。

契約・発注日は交付決定日以降。

必要な収入印紙が貼付されていることが確認できること。

⑦納品書又は工事完了届(PDF 形式)

⑧検収書(PDF 形式)

・納品書に検収印を押印したものでも可。その場合は、検収した旨の文言及び、その日付の記載と、検収者の署名・捺印をすること。

⑨振込受領書等支払を証する書類(PDF 形式)

支払いは、銀行振込のみとする。現金、手形、クレジット払いは認められない。

以下に挙げるもののうち、いずれか1つを提出すること。

a. 銀行振込の場合

・振込金受託書（銀行の出納印が付されているもの）

・振込金受領書

・振込明細書

・振込金額と経費金額の整合性が確認できる資料（振出した口座の該当箇所ページと通帳の表紙・表紙裏面のコピー）

b. 銀行振込み（電子決済）の場合

・銀行に送信した振込依頼電子データを印刷したもの

（併せて振出した口座の該当箇所ページと通帳の表紙・表紙裏面のコピー）

・銀行からの振込依頼確認通知書（振込結果の画面）

⑩その他参考資料(PDF 形式)

申請に当たって、計画内容に不明な点がある場合等、追加の説明資料や根拠資料の提出を求める場合があるため、申請者はこれに協力すること。

●実績報告書類一覧表 実績報告に当たり、下記書類を提出すること。

	提出書類	形式	該当	備考
①	実績報告提出書類一覧表	Excel	全	添付した書類にチェックを入れ提出すること。
①	実績報告書【様式第6号】	Word	全	申請者が記載すること。
②	事業実績書【様式第2号】	Word	全	申請者が記載すること。
③	事業概要書【様式第2-2】	Excel	該	申請者が記載すること。 申請時から変更が生じた場合のみ提出
④	収支報告書【様式第3号】	Word	全	代表申請者が記載すること。
⑤	導入後の設置状況写真及び設置位置図	PDF	全	写真は応募時と同じ方向から撮影し、設置位置図には添付した写真の撮影方向を記載すること。 設置した機器の銘板は必ず撮影（設置機器の型番が識別できるように）すること。
⑥	工事についての契約書 又は 発注書・注文請書	PDF	全	契約・発注日は交付決定日以降であること。 必要な収入印紙が貼付されていることが確認できること。
⑦	納品書又は工事完了届	PDF	全	
⑧	検収書	PDF	全	納品書に検収印を押印したものでも可。その場合は、検収した旨の文言及び、その日付の記載と、検収者の署名・捺印をすること。
⑨	振込受領書等支払を証する書類	PDF	全	支払いは、銀行振込のみとする。現金、手形、クレジット払いは認められない。以下に挙げるもののうち、いずれか1つを提出すること。
⑩	その他参考資料	PDF	該	静岡県からの要請により、必要に応じて提出すること。
①	請求書【様式第7号】	Word	全	補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日以内

各項目の提出書類ごと1ファイルにして提出してください。

注) 携帯で撮影した写真等はそのまま送付せず、必ず1ファイル(PDF)にまとめて送ること

凡例) 全: 全事業者提出、該: 該当する事業者のみ提出

(2) 報告書類の提出方法

(1)の書類を提出期限までに、電子メールにより提出すること。その際件名に企業名等および事業名を記入すること。

<メール件名記入例>

例：【申請者名等】報告 静岡県カーボンニュートラル促進補助金（再エネ設備導入支援）

(3) 提出先

静岡県暮らし・環境部環境局環境政策課

E-mail : kankyou_seisaku@pref.shizuoka.lg.jp

電 話 : 054-221-2208

※メールを送信したら、必ず環境政策課に電話してください。

(4) 提出期日

事業完了の日から 30 日を経過した日又は令和 9 年 3 月 5 日（金）17 時必着報告の提出期日前であっても、事業終了次第、実績報告を行うこと。

2. 請求書の提出

(1) 提出書類

① 請求書【様式第 7 号】（Word 形式）

(2) 報告書類の提出方法及び提出先

(1)の書類を提出期限までに、電子メールにより提出すること。その際件名に企業名等及び事業名を記入すること。提出先は、1. 報告の方法(3)提出先と同じ。

<メール件名記入例>

例：【申請者名等】請求書 静岡県カーボンニュートラル促進補助金（再エネ設備導入支援）

(3) 提出期日

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して 10 日以内に提出すること。

3. 問い合わせ先

報告に対する問い合わせは、次のとおり。ただし、問い合わせは、電子メールを利用し、メール件名に、以下の例のように企業名等及び事業名を記入すること

<メール件名記入例>

例：【株式会社〇〇〇】問合せ 静岡県カーボンニュートラル促進補助金（再エネ設備導入支援）

<問い合わせ先>

静岡県暮らし・環境部環境局環境政策課

E-mail : kankyou_seisaku@pref.shizuoka.lg.jp

電 話 : 054-221-2208

※メールを送信したら、急ぎの場合、必ず環境政策課に電話してください。